

補章 地方自治法訳文

地方自治法（1990年法65）

地方自治が発達してきた我が国の伝統と、ヨーロッパ憲章の地方公共団体についての基本的な要請に従い、国会は、地方公共団体の自治権を認め、これを保護する。

地方公共団体は、域内の有権者が、直接、又は選出された地方議会を通じて、地方公共事務を独立的かつ民主的に処理することができるようにする。

地方公共団体の自治の独立性を支えるため、国会は自治に必要な条件の創出を援助し、公権力の民主的な分権化を推進する。

これらの目標を実現するため、国会はこの法律を制定する。

第1章 地方公共団体に関する一般原則

地方公共団体の権限

第1条

- (1) 市町村、首都、首都内の区及び県（以下、「地方公共団体」という。）は、その責務と権限の範囲で地域の利益に関する公共事務（以下、「地方公共事務」という。）を、独立して処理することができる。
- (2) 地方公共事務とは、住民に公共サービスを提供すること、地方自治の本旨に基づき地域において公権力を行使すること、及びその組織、人事、その他の事項の定めに関するものとする。
- (3) 地方公共団体は、この法の定めるところに従い、その責務と権限の範囲にある地方公共事務に関し独立して規制を行い、個別の案件に関し自由に決定することができる。但しその決定は、憲法裁判所又は裁判所の判断があった場合、もしくはその決定が法に違反する場合に限り、無効となりうる。
- (4) 地方公共団体は、法律によって他の機関の権限に属するものと定められていないすべての地方公共事務について、選出された地方議会を通じて、又は住民投票の決定により、独立かつ任意に処理することができる。地方公共団体は、法に反しない限り、いかなる地方公共事務も任意に執行することができる。任意になされる地方公共事務は、この法によって義務づけられる地方公共団体の責務や権限の行使を妨げるものであってはならない。
- (5) 地方公共団体に義務づけられる責務や権限の範囲は法律により定める。国会は、執行が義務づけられる責務や権限の詳細を決定するとともに、その執行に必要な財源を保障し、当該財源の額と配分方法を決定しなければならない。
- (6) この法律の定めるところにより、地方公共団体は、
 - a) 独自に組織と運営に関する事項を定め、地方公共団体のシンボルを作成し、勲章やメダル、称号や賞を与えることができる。
 - b) 独自に資産を処理し、財源を配分する。その事務が任意になされるか義務づけられているかに拘わらず、その予算からその事務の執行に必要な財源を充当する。自らの責任において企業的な活動を行うことができる。住民自治体は、当該団体の過失によらず財政的に困難な状況にある場合には、補充的国庫補助金を受ける資格がある。
 - c) 他の地方公共団体と自由に提携することができる。その利益を代表し保護するために、地域的又は全国的な機関に属することができる。その責務と権限の範囲で、国外の地方公共団体と協力することができ、地方公共団体の国際機関に加盟することができる。

第2条

- (1) 地方公共団体は、住民主権の原則を尊重し、地方公共事務について、その区域内の民意を民主的な方法で反映し、具現する。
- (2) 地方公共団体の意思の決定は、当該議会によって行われる。また、議会の委任があった場合には、委員会、地方公共団体の一部、少数民族地区自治体議会、首長及び住民投票によって行われる。但し、法律により市町村長、県議会議長に地方公共団体の責務と権限が委譲された場合はこの限りではない。
- (3) 地方公共団体は、自己の責務と権限に属さない場合でも、当該地域に関連がある事項については、意見を表明し、質問を提出することができる。当該事項について権限を有する機関は、法令に定められた期限内に、当該地方公共団体に対し回答又は決定を示さなければならない。

第3条

地方公共団体の権利及び法に従った権限の行使は、憲法裁判所及びその他の裁判所によって保証される。

第4条

全ての地方公共団体は、前三条に規定する権限を等しく有する。

第5条

地方自治権は、区域内で参政権を有する住民（以下、有権者という。）の総体に基づく。有権者は、公選の議員を通じ、また、住民投票により、自治権を集团的に行使することができる。

責務と権限の範囲

第6条

- (1) 市町村、首都、首都内の区（以下、住民自治体という。）及び県は、異なる範囲の責務と権限を有する。
 - a) 地方公共団体は、その区域の必要性と能力に応じて、異なる責務と権限を行使することができる。
 - b) 他の地方公共団体に比べ、多くの人口と能力を有する地方公共団体は、より広範囲な責務と権限とを法律によって強制的に付与される。人口の少ない住民自治体は、単独で又は地方公共団体の協議会と共同で提供することが可能であれば、多くの人口を有する住民自治体及び県に義務づけられる公共サービスの提供を任意に行うことができる。その場合、職務執行のために必要と見込まれる財源を要求することができる。
- (2) 地方公共団体に任意に執行される、又は義務的に執行される責務と権限は、広範な地方公共事務に及ぶ。但し、法律により、地方公共事務を他の組織の責務と権限の範囲に含めることができる。
- (3) 県と住民自治体は、その間には何らの従属関係もなく、相互利益の原則に基づいて協同する。

第7条

- (1) 国は、法律又は法律の委任に基づく国の法令により、市町村長及び県議会議長に国の事務の権限を付与することができる。法律又は国の法令により、国の事務の責務及び権限を行政公証人又は例外的に事務局の管理者に譲渡することができる。
- (2) 法律又は法律の委任に基づく国の法令により、市町村長及び県議会議長は、国家防衛、民間防衛、大災害対策の場合、地域を指揮し、国の事務を執行する。
- (3) 市町村長及び県議会議長が、第1項及び第2項に定められる国の事務の責務又は権限の範囲で活動している場合は、議会はそれを指揮し、又はその決定をくつがえすことはできない。

第2章 住民自治体

住民自治体の責務、権限、組織

第8条

- (1) 住民自治体は、地方公共サービスのうち、特に次の事務を処理する。地域開発、地域計画、建造物及び自然環境の保護、住宅管理、水資源計画及び（雨水）排水、運河及び下水道、公共墓地の管理、地域公共道路と公共区域の管理、地域公共輸送、公衆衛生と地域の美化；消防及び地域の安全対策；地域のエネルギー供給及び雇用対策への関与；幼稚園、初等教育、保健医療、社会福祉の他、児童、青少年に関する事務の執行；公共スペースや広場の提供；社会教育、科学、芸術、スポーツ活動の支援；少数民族の権利の擁護；健康な生活に必要な条件の促進。
- (2) 住民自治体は、第1項に掲げた事務について、地域住民の要求に基づき、及び財源に応じ、その内容と提供の範囲及び方法を自ら定める。
- (3) 法律は、住民自治体に、一定の公共サービスの提供と地方事務の執行を義務づけることができる。これらの義務については、個々の地方公共団体の規模、人口、その他の基準により、異なる定めをすることができる。
- (4) 住民自治体は、安全な飲料水の提供、幼稚園及び初等教育機関での指導及び教育、基本的な保健医療と社会福祉、街灯管理、地域公共道路及び公共墓地の維持管理を行わなければならない。また、少数民族の権利を擁護しなければならない。
- (5) 住民自治体は、その職務の範囲で、住民が自ら組織するコミュニティーを支援し、それらと協力する。議会は、その組織運営に関する条例において、コミュニティーの代表者に対し、彼らの活動の範囲内において、議会や委員会で見解を述べる権利を与えなければならない。

第9条

- (1) 地方公共団体は法人とする。地方公共団体の責務と権限は議会がそれを有する。議会は首長に代表される。
- (2) 地方公共団体の義務は、議会とその機関、すなわち、首長、議会の委員会及び地方公共団体の一部によって執行される。
- (3) 議会は、その権限の一部を首長、委員会、地方公共団体の一部、少数民族地区自治体議会に委譲することができる。議会は、その権限の行使について指示を与え、また、その権限を取消すことができる。委譲された権限を更に委譲することはできない。
- (4) 議会は、その責務の範囲にある公共サービスの提供を目的として、外郭団体、企業体、その他の組織（以下、「外郭団体」という。）を設立し、その長又は管理者を任命することができる。1993年12月31日より後は企業体を設立することはできない。議会は、経済的な事業の実施を目的として、経済関連の共同組織を設立し、又は協同組合を結成することができる。

第10条

次の事項については議会はその権限を委譲することができない。

- a) 条例の制定及び改廃
- b) 議会組織及びその運営の決定、法によりその権限を付与された選挙、任命、委任
- c) 住民投票の実施、自治体のシンボル、勲章、称号の決定とその使用規定、及び名誉市民に対する報奨金の授与
- d) 経済計画の決定及び予算の決定、決算の承認、地方税の賦課、地域開発計画の承認、議会が定めた上限を超える借入れ、債券の発行、寄付又は基金の授受
- e) 地方公共団体の協議会の設立及び参加、利益団体への参加
- f) 海外の地方公共団体との協力の承認、地方公共団体の国際組織への参加
- g) 外郭団体の設立

- h) 公共地の指定、記念碑の設置
- i) 憲法裁判所での訴訟手続きの開始
- j) 陪審員の選任
- k) 県の外郭団体によるサービスが当該住民自治体にも関連する場合は、当該外郭団体の再編、廃止及びサービスを提供する地域及びサービスに関する意見の表明
- l) 法の定めるところにより関係する地方公共団体の意見が求められている事項に関する意見の表明
- m) 法により議会の権限の委譲が禁じられている事項

第 11 条

- (1) 議会で議決された地方公共団体に関する決定に対して不服を申し立てることはできない。
- (2) 市町村長、委員会、地方公共団体の一部が決定した事項については議会に不服を申し立てることができる。
- (3) 第 1 項及び第 2 項に関する決定については、裁判所は、法律に反することを理由に、その議決の公布から 30 日以内に、再審議を請求することができる。この請求は、地方公共団体に対してなされなければならない。

議会の運営

第 12 条

- (1) 議会の会議は、年 6 回以上で、組織運営規則に定められている回数、必要に応じて召集される。議会は、議員の 4 分の 1 又は委員会の請求により召集される。
- (2) 議長は首長が務め、議会を招集し、主宰する。
- (3) 議会の会議は、これを公開する。
- (4) 議会は
 - a) 選挙、任命及び解雇に関する審議、執行機関の幹部の任命又は更迭、懲戒手続きの開始、懲戒及び罰金の処分、当事者の陳述が求められている個人に関わる事項で当事者が公開の審議に同意しない場合、利益の衝突のある市町村に関わる事項、勲章に関する審議は、これを秘密会にしなければならない。
 - b) 財産の処分及び入札に関する審議において、公開で審議することが公の利益を損なう場合は、これを秘密会にすることを決定することができる。
- (5) 議員、少数民族代弁人及び公証人、並びに、出席を求められた関係者及び専門家は、秘密会に参加しなければならない。法律により、関係者に出席を義務づける場合を定めることができる。
- (6) 議会は、公開の表決により、議決することができる。第 4 項に定める事項については、無記名投票とすることができる。前三項の規定は、委員会の表決にも適用される。
- (7) 少数民族の立候補者が地方議会又は首長の統一選挙において最多票を得た場合は、少数民族地区代弁人となる。少数民族地区代弁人が議員でない場合は、投票権は有しないが代弁者として、議会に参加することができる。この者の他の権利、資格については、少数民族法に定める。

第 13 条

議会は、最低年 1 回、開会の前に告示し、公聴会を開かなければならない。住民及び当該地域に利害関係を有する組織の代表者は、質問し、又は公共の利益に関する提案をすることができる。

第 14 条

- (1) 議員の半数以上の出席をもって議会の定足数とする。議案の可決には出席議員の過半数

の賛成を必要とする。

- (2) 議員は、自己もしくは親族の一身上に関する事件に関しては、その議事から除斥されうる。議員は一身上に関わる場合はこれを明らかにしなければならない。議会は、当該議員の表明により、又は他の議員の提案により、議事からの除斥を決定しなければならない。除斥された議員は、定足数を充足するために、議会に出席したとみなされる。

第 15 条

- (1) 組織運営規則に定められた事項の他、第 10 条 a)、b)、e)、f)、g)に係る事項、議員の除斥（第 14 条第 2 項）、第 12 条第 4 項 b)による秘密会の決定については絶対過半数を要する。
- (2) 絶対過半数は、総議員の半数以上を必要とする。

第 16 条

- (1) 議会は、法律に定めがなく、かつ法律によりその実施の権限が与えられた地域の社会生活に関する事項について、条例を制定することができる。
- (2) 条例は、議会の公報に掲載し、又は、その組織運営規則により定められた当該地域で通常とられる方法により、公布される。
- (3) 条例には首長及び公証人が署名しなければならない。公証人はその公布について責任を有する。

第 17 条

- (1) 議会の会議には、議事録が作成されなければならない。議事録には出席議員及び主席を求められた者の氏名、次第、議事の要点、投票結果数、議決の内容が記載されなければならない。公証人は、議事録の作成について責任を負う。
- (2) 議会の議事録には首長及び公証人が署名しなければならない。公証人は会議から 15 日以内に議事録を首都又は県の国家行政事務局長に送付しなければならない。
- (3) 有権者は、秘密会を除き、議案と議事録を閲覧することができる。秘密会の議事録は別に作成されなければならない。

第 18 条

- (1) 議会は、条例で、組織運営に関する細則を定めなければならない。
- (2) 議会は、重要な決定に際し、住民及び地域の団体に直接情報を提供し、又はその参加を得るために開くフォーラム(町村政策フォーラム、地区集会、村落会議等)に関する規定を定めなければならない。フォーラムで得られた多数意見及び少数意見は議会に報告されなければならない。
- (3) 議会はその任期満了前、記名投票で絶対過半数をもって、解散することができる。この場合は、75 日以内に臨時選挙が行われる。議会は、選挙後最初に召集される会議まで、また首長は新首長が選出されるまで、その責務を遂行し、権限を行使する。議会は、選挙後 6 ヶ月以内又は任期満了の 1 年以内には解散することはできない。臨時選挙の費用は、地方公共団体が負担する。

地方議員

第 19 条

- (1) 地方議員は、地域全体に対して責任を負い、有権者の利益を代表する。議員は、議会の議事に加わり、その議決の執行の指示及び監督を行うことができる。それぞれの議員は同一の権限と義務を有する。議員は、第 32 条の規定により、選挙後最初の会議において、又は自己の当選後の会議に際して、宣誓を行う。
- (2) 議員は、

- a) 会議において、地域に関する事項について、首長、(副首長)、公証人、委員会の委員長に対して情報を求めることができる。これに対しては、その会議において、又は 15 日以内に、書面により回答されなければならない。
- b) 書面により提出された議員の意見は、当該議員から請求がなされた場合、議事録に添付されなければならない。また、議員の発言は、当該議員から請求がなされた場合、議事録に記載されなければならない。
- c) いかなる委員会の会議にも代表者として加わることができるが、投票権は有しない。委員会の長に対して、委員会の責務に属する事項について審査を求めることができる。この事項は委員会の次の会議に提出されなければならない、当該議員はその審査に出席を求められなければならない。

また、委員会、首長、地方公共団体の一部によってなされた地域の事項に係る決定については議会に対して、議会により少数民族地区自治体に委譲された地域の事項に係る決定については少数民族地区自治体に対して修正を動議することができる。
- d) 委任に基づき、議会を代表することができる。
- e) 議員としての職務執行のために必要な情報及び業務の補佐を事務局に求めることができる。議員は、公務に関し事務局に措置を求めることができる。事務局は、この申し出に対して、15 日以内に回答しなければならない。
- f) 議会の活動に加わることが求められる。

第 20 条

- (1) 議員は、議会活動への従事が求められている期間、職務を免除されなければならない。これによる収入の減少は、議会により、社会保障費に基づいて算定された額を補填される。議会は、その標準となる補填額を定めることができる。
- (2) 議会は、議員、委員会の委員長及び委員、評議員に対する報償金その他の手当を法律の定める範囲で定めることができる。

第 21 条

議会は、首長又は議員の提案により、議員の中から評議員を選出することができる。評議員は、議会により決定された地方公共団体の職務の遂行を監督しなければならない。

議会の委員会

第 22 条

- (1) 議会は、委員会の組織について定め、その委員を選出する。住民が 2 千人以上の地方公共団体においては、議会は財政委員会を設置しなければならない。その他法律の定めるところにより、その他の委員会も設置することができる。
- (2) 少数民族の代表者である議員の請求により、議会は少数民族に関する事項を扱う委員会を設置しなければならない。

第 23 条

- (1) 委員会は、その権限の範囲において、議会の議案を審査し、議決の執行の指示、監督を行う。議会は、委員会から議会に提出されるべき議案及び委員会が提出できる議案を決定しなければならない。
- (2) 議会はある一定の議決権を委員会に与えることができるが、その議決を再審議することができる。議会は、条例により、権限を委員会に付与することができる。
- (3) 委員会の定数と議決については、議会に適用する規則を適用する。

第 24 条

- (1) 委員会の委員長と過半数の委員は、議員の中から選出されなければならない。首長、副首長及び事務局の職員は、委員会の委員長及び委員になることはできない。
- (2) 委員会の管轄するサービスを提供している主要な組織の代表者、地域団体の代表者、又はサービスを利用している有権者を委員に選出することができる。

第 25 条

- (1) 委員会は、首長によって召集される。
- (2) 委員会又は地方公共団体の一部による議決の執行が、議会の議決に反する場合、又は地方公共団体の利益を損なう場合は、首長はその議決の執行を中止することができる。議会は、中止された議決について次の会議で処置しなければならない。

第 26 条

委員は、自己もしくは親族の一身上に関する事件に関しては、その議事から除斥されうる。委員は、一身上に関わる場合はこれを報告しなければならない。委員長がこれに該当する場合は首長がその除斥を決定し、各委員の場合は委員会がその除斥を決定する。

第 27 条

委員会は、その義務の範囲において、事務局による、議会の議決のための準備又はその執行を監督しなければならない。委員会は、事務局の活動が、議会の見解やその目的と異なるか、地方公共団体の利益を損なうか、又は必要とされる措置をしていないと認める場合は、首長による措置を求めることができる。

第 28 条

- (1) 議会は、その組織運営規則により、地域の一部に、議員と有権者から成る自治組織を設立することができる。一部区域のための自治組織の長は、当該地域の議員でなければならない。
- (2) 議会は、一部区域に特有な事項について、一部区域の自治組織に一定の範囲の権限を移譲することができる。また、その予算措置を行うことができる。

第 29 条

委員会運営の庶務は、事務局が行う。議会は一部区域のための自治組織の職務を支援するために支所を設けることができる。支所は、住民サービスも行うことができる。

首長、副首長、行政公証人

第 30 条

議会は、選挙から 15 日以内に法律で定められた会議を開かなければならない。この会議では、最も年長の議員が議長を務める。

第 31 条

組織運営規則では、首長、副首長をともに欠く場合、又は双方が長期間、出席できない場合における議会の招集、進行方法を規定しなければならない。

第 32 条

首長は、定足数、議事、議会運営については議員として取り扱われる。選挙後、首長は議会において宣誓しなければならない。

第 33 条

議会は、首長に対して雇用者の権利を行使し、法律の範囲でその給料を定める。首長は、規則に従い、国の事務に責任を有する。

第 33 条/A

- (1) 首長は、次の職を兼ねてはならない。
共和国大統領、憲法裁判所判事、国民の権利のためのオンブズマン、少数民族のためのオンブズマン、国家会計検査院の総裁、副総裁及び監査員、政府閣僚、官僚、首都及び県の知事及び吏員、国家財産庁の長及び職員、判事、検察官、公証人、法廷の廷吏、職業軍人、警察官、当該地方公共団体に関する事項について義務を負う公共行政機関の公務員、他の地方公共団体の首長及び副首長、他の住民自治体の議会の議員、当該地方公共団体の有する外郭団体の長、並びに当該議会から行政上の権限を委任された公務員。
- (2) 首長とその親族は、地方公共団体又はそれによって設立された補助金交付機関や農業経済団体をそのメンバーに含む経済団体又は協同組合の委員及び管理者になることはできない。
- (3) 常任の首長は、
 - a) 他の職に従事することができない。但し、科学、教育、校正、編集、芸術、その他法の保護を受ける知的活動に従事することができ、国会議員と兼職することができる。
 - b) 議会の同意がなければ、経済団体の監督評議会、理事会の委員及び役員、協同組合の役員、財団の委員会の委員又は役員になることはできない。
- (4) 首長は、選挙の日又は利害の衝突が生じた日から 30 日以内にその原因を解消しなければならない。
- (5) 首長が、第 4 項の義務を果たさなかった場合は、議員の動議によって、但し、人口百人未満の村の場合は、議員の中から選ばれた 3 名の委員による委員会の提案によって、議会は、利害の衝突の根拠が存在することを立証し、利害の衝突が存在することを公示しなければならない。また、この法の認める範囲で同意を与えることを決議することができる。

第 33 条/B

- (1) 首長が法に反する行為又は不作為を行った場合は、議会は、絶対過半数による議決に基づき、当該議会の所在地に管轄権を有する県又は首都の裁判所に対して、首長の解職を求める訴訟を起こすことができる。同時に、首長の停職を求めることができる。裁判所は優先的にその訴えを審理しなければならない。
- (2) 裁判所の審理において、民事訴訟法(1952 年法 3)の条項が適用される。但し、反訴、中止、和解を行うことはできない。

第 34 条

- (1) 議会は、議会の任期の間、首長の職務を代行し、または補佐する 1 人又は複数の副首長を、議員の中から、首長の求めにより、秘密投票で選出しなければならない。
- (2) 副首長は、首長の指示に従い職務を執行する。

第 35 条

- (1) 首長は、事務局の補佐を受け、地方公共団体及び国の事務を執行し、第 7 条第 1 項及び第 2 項の権限を行使する。
- (2) 首長は、議会の議決に従い、地方公共団体におけるその権限の範囲で、事務局を指揮する。
首長は、
 - a) 行政公証人の提案を考慮し、地方公共団体の業務の指示、議決のための準備及びその執行に関し、事務局の分掌について定める。
 - b) 法により権限を委譲された国の事務及び公権力を要する事項に関し決定を行う。首長は、その特定権限の行使を委譲することができる。
 - c) 行政公証人の提案により、内部機構、業務計画、事務局の執務時間について、議会に

対して提案することができる。

d) その権限に属する事項に関して、決定の回付について定める。

e) 副首長、行政公証人、外郭団体の長に対して雇用者の権利を行使する。

- (3) 首長は、議会の議決が地方公共団体の利益に反すると認める場合は、同一の事項に関し一度だけ、再審議を求めることができる。この請求は会議から 3 日以内に行い、議会は請求から 15 日以内に議決しなければならない。

第 36 条

- (1) 議会は、法が定める資格を有する行政公証人を複数の候補者の中から任命する。議会は、行政公証人に適用される規則に従い、行政公証人の提案によって、行政公証人の代理を務め、行政公証人によって定められた職務を執行する副行政公証人を指名しなければならない。但し、町村議会においては任意である。任命の期間は定められない。
- (2) 行政公証人は、事務局を統括する。行政公証人は、
- a) 地方公共団体の業務の執行を統括する。
 - b) 権限に属する事項に関して、決定の回付について定める。事務局の吏員に対して、雇用者の権利を行使する。首長によって定められた特定の領域においては、指名、幹部職員任命の任命、罷免及び任命の取消、報酬について首長の同意を必要とする。
 - c) 首長の権限の範囲にある国の事務に関わる決定のための準備をする。
 - d) 首長から委譲された公務に関して決定を行う。
 - e) 議会又は委員会の会議に出席する。但し、投票権は有しない。
 - f) 自己の権限に係る事項に関し決定を行う。
- (3) 議会、委員会及び首長の決定が、法に違反すると認められる場合、行政公証人はにその旨を通知しなければならない。
- (4) (複数の地方公共団体によって任命された) 共同行政公証人の事務所において、共同行政公証人は、首長の同意に基づき、事務所の職員を任命し、解雇し、報酬を支給し、雇用者の権利を行使することができる。各首長間で、同意の権限を行使する首長を決定する。同意に達しない場合は、各議会の共同会議において、同意の権限を行使する首長を任命する。

第 37 条

- (1) 人口 3 千人未満の村においては、首長は非常勤で職務を執行することができる。首長が常勤の首長として選出された場合、常勤でなければならない。
- (2) 首長の職の性質は、首長の同意の下に、任期内に一度、議会によって変更することができる。
- (3) 常任の副首長は、人口 3 千人以上の地方公共団体において選出することができる。

事務局

第 38 条

- (1) 地方公共団体の機能並びに国の事務の決定のための準備及び執行に関する職務を行うため、議会は、首長のもとに統一の事務局を設立する。
- (2) 共同公証人事務所を設置した町村においては、事務局の職務は、第 3 項に規定する場合を除き、共同公証人の事務所により行われる。
- (3) 共同公証人事務所の所在地が市又は合併した町村にある場合は、その市又は町村の公証人が、その事務局とともに、共同公証人の職務を行わなければならない。

共同行政公証人事務所

第 39 条

- (1) 人口千人未満の同一県内の村は、行政上の職務を執行するために、共同行政公証人事務所を設立及び運営しなければならない。人口千人以上 2 千人未満の村も共同行政公証人事務所に加わることができる。これらの共同行政公証人事務所は、人口 2 千人以上の住民自治体の区域内に設置することもできる。共同行政公証人事務所の維持費について、関連する議会で協議が整った場合を除き、各地方公共団体の人口比に応じて負担しなければならない。
- (2) 人口千人未満の村の議会は、必要な資格を有する行政公証人を任命できる場合に限り、単独でその事務所を設立することができる。
- (3) 共同行政公証人事務所の合併又は分離は、暦年の初日に行う。分離又は合併の決定は、少なくともその 6 ヶ月前に行わなければならない。

第 40 条

- (1) 関連する住民自治体の議会は、共同行政公証人事務所の機構について同意しなければならない。共同行政公証人は、関連する議会の合同の会議で任命されなければならない。共同行政公証人の任命には、共同行政公証人事務所を設置する全ての議会が各々絶対過半数による同意を要する。共同行政公証人事務所の業務に関する決定は、必要に応じて、議会の合同会議で行う。
- (2) 共同行政公証人は、議会、委員会及び議員の機能並びに首長の権限に属する国の事務の決定のための準備及び執行に関わる職務を行わなければならない。
- (3) 共同行政公証人又はその代理人は、各議会の会議に出席し、必要な情報を提供する義務を負う。
- (4) 共同行政公証人は、事務所の業務に関して、各議会に対し、毎年、報告しなければならない。
- (5) 共同行政公証人又はその代理人は、各町村において週に 1 日以上、議会の同意を得、組織運営規則に定められた頻度で、住民のための執務時間を設けなければならない。
- (6) 共同行政公証人の事務所の運営の監督及び職務の調整は、関連する村の首長により共同で行われる。

第 3 章 住民自治体協議会

第 41 条

- (1) 住民自治体の議会は、効率的かつ合目的に職務を遂行するために、自らの判断で協議会を設立することができる。協議会は、第 42 条から第 44 条に定める以外の形式を取ることができる。国は予算措置を講じることにより、協議会の設立及び運営を促すことができる。
- (2) 協議会は、参加する地方公共団体の権限を侵害してはならない。
- (3) 協議会は法人とする。協議会設立の合意において、協議会の所在地及び代表を定めなければならない。
- (4) 裁判所は、協議会の運営に関して住民自治体の議会の間に関起った紛争について処理しなければならない。

行政協議会

第 42 条

- (1) 議会は、行政事項を専門的に処理するため、行政協議会の設立に合意することができる。

- (2) 合意には、次の事項を記載しなければならない。
 - a) 協議会の加盟団体の名称及び所在地
 - b) 協議会が処理する事項
 - c) 協議会の長及び職員の任命、雇用者の権利の行使方法並びに経費負担の割合
 - d) 協議会への加盟及び脱退に関する規則
 - e) 協議会が運営される分野に関する、地域における運営の仕組み
- (3) 合意は、首都又は県の国家行政事務局に送付されなければならない。当該行政事務局は、15日以内に、合法性に関して意見を述べることができる。

外郭団体運営協議会

第43条

- (1) 関連する議会は、複数の市町村にサービスを提供している1つ又は複数の外郭団体の共同の指導、管理(設立、維持、改善)に関して合意することができる。これらの外郭団体の維持費について、関連する議会で協議が整った場合を除き、各地方公共団体の人口比に応じて負担しなければならない。
- (2) 合意には、次の事項を記載しなければならない。
 - a) 外郭団体の活動及び提供サービスの範囲
 - b) 各議会の経費負担の割合
 - c) 外郭団体の運営に関する権利及び義務並びにその行使の方法
 - d) 合意の終了の条件
- (3) 関連する議会は、外郭団体に関する責任を遂行し、権限を行使するため、委員会を設立しなければならない。その委員の数は、各自治体の人口比に応じる。委員会は、委員長を選出し、手続き規則を定めなければならない。
- (4) 委員会の会議は、加盟自治体の委員が共同で、又は外郭団体の長が請求した場合、召集されなければならない。

共同議会

第44条

- (1) 住民自治体の議会は、他の住民自治体の議会とともに共同議会を設立することができる。
- (2) 共同議会を設立する場合、各議会は、部分的に又は完全に財源を統合し、共同の事務局を運営し、外郭団体を共同で運営しなければならない。
- (3) 単独の自治体にのみ関する事項は、当該自治体の議会が独立して決定しなければならない。
- (4) 共同議会は、法で定める会議において、その設立、所在地、構成する自治体について議決しなければならない。共同議会は、その組織及び運営方法を定めなければならない。共同議会の会議は、これらの自治体の首長の請求によって召集される。
- (5) 関連する議会は、各自治体の人口比に応じて各議会から議員を選出することによって、共同議会を設立することもできる。
- (6) 共同議会は、第69条第2項から第4項に定める要件に適合する場合、その定めに従い、広域的な公共サービスを実施することができる。

第4章 住民投票、住民発案

第45条

- (1) 地方選挙権を有する者は、すべて住民投票及び住民発案に参加することができる。

- (2) 住民投票は、
 - a) 有権者の過半数の投票をもって有効とし、
 - b) 投票者の過半数が質問に対し同一回答を行った場合に成立する。
- (3) 住民投票及び住民発案の場合は、住民自治体の行政公証人(首都に係る事項の場合は首都の公証人、県に係る事項の場合は県の公証人)によって、配布された日から3日以内に、署名し封印された用紙を回収する。住民投票の場合は、同一様式の署名回収用紙に次の事項が記載されなければならない。
 - a) 住民投票に懸けられる事案
 - b) 署名に必要な欄(個人コード又は個人の身元証明の詳細、氏名、住所、署名)
- (4) 提起された事案について住民投票が認められない場合又は様式が第3項 a) 及び b) に定められた要件を満たしていない場合は、行政公証人は署名用紙の認証を拒否することができる。この場合、行政公証人の決定に対する訴訟を、3日以内に、地方裁判所一布タペストであればペスト中央区裁判所一に提起することができる。裁判所は受理から3日以内に、非訟事件の手続きにより、その訴えについて決定を下さなければならない。
- (5) 行政公証人が署名用紙を認証する際に、地方公共団体の条例に基づき必要とされる署名数を示さなければならない。署名用紙の認証の日から起算して30日以内に署名は回収される。署名された用紙は、上記期間から8日以内に、首長に回付される。

第46条

- (1) 議会は、次の場合に住民投票を行わなければならない。
 - a) 町村の合併及び合併の終了
 - b) 新しい町村の設立
 - c) 共同議会の設立、共同議会からの脱退
 - d) 地方公共団体の条例で定められた事項
- (2) 第1項 a) ないし c) の場合、関連する町村又は町村の一部分の有権者は、住民投票に参加することができる。
- (3) 議会は、次の事項について住民投票を命じることができる。
 - a) 議会の権限に属する事項
 - b) 自治体の条例を追認する場合
- (4) 次の場合には住民投票を命じることができない。
 - a) 予算の決定
 - b) 地方税の賦課又は税率を定める条例に関する事項
 - c) 議会の権限に属する、組織、運営、人事、議会の解散に係る事項

第47条

- (1) 次の者は、首長に対して、住民投票を請求することができる。
 - a) 4分の1以上の議員
 - b) 議会の委員会
 - c) 地域団体の管理委員会
 - d) 当該地方公共団体の有権者数の10パーセント以上25パーセント以内で、条例で定められた数の有権者
- (2) 議会は、地方公共団体の条例で定められた数の有権者によって住民投票が請求された場合には、住民投票を行わなければならない。
- (3) 議会は、次の会議において、住民投票の請求に関する決定を行わなければならない。但し、この会議は請求から1ヶ月以内に開催されなければならない。住民投票は議会の命令から2ヶ月以内に行わなければならない。住民投票は1日又は連続する複数の日で行われる。
- (4) 人口5百人未満の町村においては、議会は、有権者の過半数が参加した町村集会の決定が住民投票による有効な決定とみなされる場合、町村集会に住民投票の機能を委任することができる。

第 48 条

住民投票の結果は、議会を拘束する。住民投票が成立しなかった場合、議会は住民投票に付された事項について決定することができる。同一事項について 1 年間、住民投票を行うことはできない。

第 49 条

- (1) 議会が決定する権限を有する全ての事項に関して、住民発案を議会に請求することができる。
- (2) 有権者数の 5 パーセント以上 10 パーセント以内の条例で定められた数の有権者は、住民発案を首長に請求することができる。議会は、次の会議で、住民発案に関する審議の可否を決定する。但し、この会議は請求から 1 ヶ月以内に開催されなければならない。議会は、議会によって定められた数の有権者によって請求された住民発案については審議しなければならない。

第 50 条

- (1) 住民投票の実施については、有権者の登録、選挙区、選挙団体、投票に関する地方選挙法の条項が適用される。但し、住民投票の期限と日時についてはこの限りではない。選挙委員会は、住民投票の結果を議会に報告しなければならない。
- (2) 議会は、地方公共団体の条例によって、住民投票及び住民発案に係るその他の条件及び手続きを定めなければならない。

第 51 条

住民投票の命令を拒否すること若しくは実施することが法律に反する場合、又は住民発案に関する審議を拒否することが法律に反する場合、憲法裁判所に異議を申し立てることができる。この異議申し立ては、法律侵害から 15 日以内に提出しなければならない。

第 5 章 市町村及びその領域

第 52 条

- (1) 地方有権者の発案によって、地方公共団体の一部分に、3 百人以上の人口を有する町村を新たに設立することができる。新町村は、その条件と状況に応じて地方公共団体の権限を行使することができ、サービスの低下のおそれがない場合は、第 8 条第 4 項の職務を執行することができる。但し、設立にあたっては、分離前の地方公共団体の財源をもって、分離された地方公共団体と新町村の運営経費とし、追加的補助金を認めないことを条件とする。
- (2) 新町村の設立が発案された場合、町村議会が、新町村となる部分に居住する議員の中から 3 人以上の委員を準備担当の委員として選出しなければならない。議員数が不足する場合又は議員が任命を受け入れない場合、他の有権者の中から選出する。準備担当委員会は、専門家の意見、財産と財産に関する権利、義務の分配及び費用の分担に基づいて、新しい町村の領域、名称について提案を作成する。準備委員会の要求により県の国家行政事務局長又は他の機関の長は、提案作成のために専門的な援助を行う。
- (3) 準備委員会はその提案を住民に公表しなければならない。議会は、準備委員会の提案に基づき、新町村設立の発案について議決しなければならない。共和国大統領は、少数意見を考慮し、新町村の設立を目的とした発案について決定を行わなければならない。
- (4) 新町村の市街地に隣接する領域は、新町村に帰属する。合意に至った場合を除き、市街地の外側の領域は、内側の領域の人口に応じて分割される。

第 53 条

町村の統合の解消は、第 52 条に定められた条件及び方法に従って行われる。町村の統合が

解消される場合は、合意に至った場合を除き、その領域は統合前の状態に戻さなければならない。

第 54 条

- (1) 関連する議会は、住民投票に基づき、議決において、市町村間の合併を発議し、同時に新たな地方公共団体の名称を提案しなければならない。合併前の町村は、合併後の地方公共団体の名称の一部にその名称を残すことができる。
- (2) 合併前の町村の全ての権限と義務は、合併後の新町村又は市に委譲されなければならない。

第 55 条

議会は、請求により、地方公共団体の一部の地域のみに関する事項に限り、その地域の住民コミュニティに対して、自治権を与えることができる。議会は、地方公共団体の一部の地域のみに関する権限を次の機関に委譲することを拒否することはできない。

- a) 合併後の市街地
- b) 市街地の外側の居住区域
- c) 地方公共団体の永住者の 4 分の 1 以上の人口を持つレクリエーション地域

第 56 条

- (1) 関連する議会はその区域の一部の譲渡、編入及び交換に合意することができる。
- (2) 居住区域の一部の譲渡に合意する場合、町村集会又は住民投票による当該区域の有権者の過半数の同意を必要とする。居住区域の一部の譲渡が、住民投票により当該地域の有権者の過半数によって合意された場合は、これを拒否することができない。
- (3) 議会は、絶対過半数の議決によって、国会に対し、当該地方公共団体を隣接する他県に帰属させるよう請求することができる。関連する県議会は、当該地方公共団体の他県への帰属を認めなければならない。

第 57 条

領域変更に係る経費は、合併によって利益を得る市町村が負担する。領域の変更は暦年の初日に発効する。

第 58 条

市町村の名称は、国内の他の市町村の名称と混同しないように選定されなければならない。統一町村の解消によって生じた町村は、原則として合併前に使用していた名称を使用する。新町村の名称については、住民による決定に先立ち、地名に通じた組織の意見を必要とする。

第 59 条

大規模な町村又は合併した町村は、その開発の度合い及び周辺地域における役割を考慮し、市の名称の使用が適切であるとされる場合、市の宣言を求めることができる。議会は、内務大臣を通じ、共和国大統領に対して申請しなければならない。

第 60 条

市に置かれている国の機関で、その権限が町村にも及ぶものの権限については、住民に不都合が生じないよう調整を経て決定されなければならない。

第 6 章 県と同格の都市

第 61 条

- (1) 議会の請求により、国会は 5 万人を超える人口を有する市を、県と同格の都市と宣言す

ることができる。県の中心をなす市は、県と同格の都市とする。県と同格の都市は、住民自治体として機能し、かつその権限の範囲で、その区域において、県の義務を果たし、権限を行使しなければならない。

- (2) 県と同格の都市の議会は、県議会と同格の議会とする。
- (3) 県と同格の都市においては、議会は区を指定し、区役所を設立することができる。
- (4) 県と同格の都市の区役所の長は、県と同格の都市の市長の委任に基づき、市長の一定の権限を行使する。
- (5) 県と同格の都市の議会は、区役所の長を任命しなければならない。区の区域で選出された議員で区議会を設立することができる。

第 61 条 / A

県と同格の都市の議会及び県議会は、共同で責任を負う事項に関し、調停委員会を設立しなければならない。委員会は 10 人の委員によって構成され、県と同格の都市の議会及び県議会から同数選出される。委員会は、その組織及び運営に関する細則を定めなければならない。委員長は、合意により、県と同格の都市の市長と県議会議長が交代で務める。調停委員会は、その職務に関連する他県の議員を含むことができる。いずれか一方より協議内容を合わせて開催の請求を行った場合、調停委員会は 15 日以内に召集されなければならない。

第 7 章 首都

一般条項

第 62 条

- (1) 国の首都の役割及び地位に関し、本章が首都である地方公共団体に適用される。
- (2) 首都の二層の地方公共団体(以下、「首都の地方自治制度」という。)は、首都とその区より構成される。
- (3) 首都の議会は、首都議会とする。
- (4) 区議会に委任された区の議員は、首都議会の組織運営規則に従い、首都議会に出席する。但し、発言権を有するが、投票権は有しない。
- (5) 区では区長が選出され、首都では市長が選出される。首都議会は、議員の中から秘密投票によって副市長を選出することができる。
- (6) 区の事務局は、区の行政公証人によって統括され、首都の事務局は首都の行政公証人によって統括される。首都議会は、第 36 条第 1 項の規定により、数人の副行政公証人を任命することができる。
- (7) 区議会は、第 28 条の規定により、その一部の区域に自治組織を設立することができる。複数の区議会は、共同で同様の自治組織を設立することができる。1950 年 1 月 1 日に首都に合併された地方公共団体の区域内で、住民投票の規定に従って有効な住民投票が成立し、一部区域の自治組織の設立が決定された場合、自治組織が設立されなければならない。
- (8) 首都議会は、条例により、第 9 条第 4 項に掲げる外郭団体の長の選挙、任命及び委任(第 10 条 b)) を委員会及び市長に譲渡することができる。首都議会及び区議会は、第 10 条第 1 項に定められた権限を委員会に委譲することができる。

首都と区の職務と権限に関する条項

第 63 条

- (1) 首都と首都内の区はこの法の定めにより、責務と権限を有した住民自治体である。区は、この法の規定の範囲で、独立して、その職務を執行し、地方公共団体の権限を行使する。区は、その区域内で幼稚園及び初等教育機関での指導及び教育、基本的な保健医療及び社

会福祉を提供し、その責任の範囲で、飲料水の提供、地域公共道路の維持を行い、少数民族の権利を擁護しなければならない。

- (2) 首都は、義務づけられた又は任意の住民自治体の責任を果たし、首都全域又は複数の区に及ぶ権限あるいは首都の役割に関する権限を行使する。これらについて条例を公布する権限を有する。地方公共団体の責任及び権限を定める法令は、第 1 項の規定により、首都内における責任及び権限が首都又は区のいずれに属するか定めなければならない。
- (3) 区議会、複数の区に関する場合はそれら区議会の 1 つ又は区の協議会は、関連する議会と首都議会の合意に基づき、首都の責任と権限の範囲にある公共サービスの実施を行う。
- (4) 首都議会は、その責任と権限の範囲で、合意に基づき、その責任と権限を区に委譲することができる。首都議会は、委譲した責任と権限に応じて、その執行に必要な財源を区又はその協議会に与えなければならない。
- (5) 責任の譲渡と受納の要件及びその開始日については、合意の中で定められなければならない。その合意は定められた期間、有効である。

第 63 条 / A

首都の責任と権限は特に次の事務に及ぶ。

- a) 首都の開発・復興計画及び総合的な都市計画を定めること、ブダペスト都市計画規則を定めること、特に世界遺産に指定された建築物、構造物、地域に関し、都市景観と歴史的な理由から重要且つ特徴的である首都の建築環境の保全を条例で定めること、これらの維持、補修、管理の条件を定めること。
- b) 以下の住宅に関する職務を執行すること。
住宅の建築・改築計画の策定及びその実施の調整、住宅建築助成制度の決定、地方公共団体が保有する住宅の賃貸の区画の設定、家賃設定及び住宅補修助成の方針の決定、地方公共団体の保有する住宅の売却条件及び交換の規定。
- c) 自然災害対策に関する地方公共団体の責任を執行すること。
- d) 複数の区に及ぶ区域において、水道水、安全な飲料水、ガス、暖房、水の管理、下水道、雨水渠、下水処理に関する職務の執行、首都のエネルギー供給や街灯の管理、特に洪水対策、内水管理施設の維持、改良等の首都の洪水対策、内水管理。
- e) 廃棄物処理に関する地方公共団体の職務の執行、地域の衛生の維持、地方公共団体内の固形及び液体廃棄物の収集、廃棄、処理、中和、利用並びに廃棄物処分場の指定。
- f) 共同墓地の建設、拡張に適した地区の選定、首都が有する共同墓地の維持管理。
- g) 公共輸送・交通技術に関する首都の職務及び義務の執行、主要交通ルート及び大量輸送に使用するルートの指定、高速自動車道以外で首都が有する都内の国道、橋、地下道、高架道路、歩道橋の運営、管理及び改良、区が所有し大量輸送に使用される道路の運営、管理及び改良。
- h) 条例により、首都の駐車及び駐車管理システム、駐車現金区域及び駐車禁止区域、適正な駐車料金の設定、公共用地の利用、整理、公共用地を管理する組織とその責任について定めること。
- i) 首都の観光に関する理念と計画を定めること、観光業務を行う観光協会を設立し運営すること。
- j) 消費者保護に関する責任の遂行、市場の設置に適した地域の指定、条例により首都が単独又は共同で運営する市場の維持、改良、運営に関する責任を規定し、遂行すること。
- k) 区議会との協議の後、首都内の地域又は複数の区に関係、影響する又は人名が付いている公共用地の名称を定める、人名を公共用地に付けること、公共用地の名称を変更すること、通りの名称の保存を定めること。
- l) 大気汚染の防止、水質保全に関する地方公共団体の責任の遂行、首都の都市景観上保全されるべき自然環境地域、公共緑化地帯又は公園を、条例により指定、改良及び維持すること。
- m) 環境問題の処理。
- n) 義務の範囲で、複数の区に及ぶ地域又は首都の領域を越える地域において、以下のサ

ービスを提供すること。

区が執行しない次の業務：中等学校、専門・職業教育、学生寮施設。

芸術、一般教育、公金の徴収、水準を上回る特別な保健医療及び社会福祉の提供、青少年の保護活動の実施及び改善、体育、スポーツ組織、青少年関連の事務、複数の区に及ぶ公共教育、文化、科学、芸術、スポーツ、青少年活動の調整。

o) 複数の区に及ぶ地域又は首都の領域を越える地域における少数民族教育、文化に関する職務の執行。

p) 首都の情報システムの運営。

首都の協議会

第 63 条／B 省略

首都の都市計画規則

第 63 条／C 省略

首都及び区の財政管理

第 64 条、第 64 条／A～C 省略

首都及び区の利益保護の基本原則

第 65 条 省略

首都の市議会及び区議会による条例の採択

第 65 条／A 省略

区に関する条項の変更

第 66 条、第 66 条／A～D 省略

国の事務の執行、首都の市長、首都内の区の区長、 首都の行政公証人、区の行政公証人の権限

第 67 条

- (1) 首都の特別な地位に関し、法令により、一定の国の事務を首都内の区の長に代わり、首都の市長の権限に委任することができる。一定の国の事務に関して、第一の権限、全国又は首都圏全体の権限を一次的に首都の行政公証人に与えることができる。
- (2) 区議会は、複数の区に及ぶ又は首都全体の協議会を通じて、一定の国の事務を執行することに合意することができる。
- (3) 首都議会は、法令による権限委任に基づいて、その執行が義務づけられる一定の国の事務のために、複数の区に及ぶ又は首都全体にわたる協議会を設立することができる。また、一定のサービスの統一的・調整的規定を定めることができる。

首都の財産に関する規定

第 68 条、第 68 条／A～D 省略

第 8 章 県

県の職務と権限の範囲

第 69 条

- (1) 広域的な地方公共団体である県は、法により定められた、基礎自治体である住民自治体に義務づけられない職務を執行しなければならない。法律により、県の全域あるいはその大部分に及ぶ広域サービスの実施を県の義務とすることができる。サービスの利用者の過半数が、サービスを提供している外郭団体の所在する住民自治体の域内に居住していない場合、法律により、広域サービスの指示を県の義務とすることができる。
- (2) 広域公共サービスを提供する県の外郭団体の所在地である住民自治体は、県の同意に基づき、その外郭団体の管理、改善及び指揮を県から委譲されることができる。
- (3) 広域公共サービスを提供する県の外郭団体の所在する住民自治体の請求により、前 4 年間で平均して、その外郭団体のサービスの利用者の過半数が当該住民自治体の住民であった場合、県はその外郭団体の管理、発展及び指揮を 3 年以上の期間、当該住民自治体に委譲する。
- (4) 公共サービスを提供する外郭団体の所管の変更は書面により行われなければならない。
- (5) 法により県に義務づけられた公共サービスの範囲において、住民自治体は単独で又は協議会と共同で、任意に行う職務として、広域外郭団体を新たに設立し、広域サービスを新たに実施することができる。
- (6) 第 2 項及び第 3 項に定める場合において、住民自治体は引き継いだ職務に応じて歳入の助成を受ける。所在地である住民自治体、県又は国からの歳入助成以上に、国又は県の追加助成を要求することはできない。またその実施する公共サービスについて、他からのサービス供給の請求を拒否してはならない。

第 70 条

- (1) 県は特に次の職務の執行を義務づけられる。
 - a) 他の法律によりその提供を定められている住民自治体によって行われない場合：中等学校、専門学校及びカレッジの管理。

県内で発見された自然的、社会的に価値のある物及び歴史的書類の収集、保管及び科学的処理。県立図書館におけるサービス。教育法と一般教育の範囲での専門的コンサルタント及びサービス。県の体育教育及びスポーツ組織に関する職務、児童と青少年の権利の擁護。
 - b) 他の法律及び児童と青少年の保護に関する特別な定めに従ってこれらのサービスの提供を義務づけられている住民自治体を実施しない場合：保健医療機関で継続的に医療を受ける児童の教育。健康を損ねているため他の生徒と同一に教育を受けられない児童の教育、養育、ケア。基本的ケアを超える特別保健医療ケア。

特別社会サービスの域内調整。特別条項に定められている一定の職務の執行。
 - c) 建築及び自然環境の保全に関する職務の調整並びに地域計画の調整、県の観光資源の調査、県の観光目標の設定、それら事業活動の調整。地域の雇用に関する職務及び職業訓練の調整、地域の情報システムの改善に関する職務。
- (2) 第 1 項 a) 及び b) で定められた職務を執行する県の外郭団体が、住民自治体に義務づけられている公共サービス又は住民自治体が任意に行う公共サービスを提供する場合、県は、外郭団体の所在地の地方公共団体の請求により、外郭団体を共同で管理、改善及び指揮することに合意しなければならない。又はその協議会を設立することができる。
- (3) 職務の範囲で、他の法律によって設立された組織における、住民自治体の開発に関する職務及び政府の地域開発計画の調整は、県の地域開発評議会によって行われる。
- (4) 県は、法に定められた職務の執行に加え、法により他の団体の職務と権限に専属すると定められておらず、その執行が県内の市町村の利益を侵害しない限りにおいて、公共事務を自らの判断で行うことができる。

第 71 条

- (1) 県は、その計画と予算に基づいて自らの判断で歳入を管理することができる。県は法に定められた県の財産を利用し、企業活動を行うことができる。その職務をより効果的に執行するために、他の県及び住民自治体と自らの判断で協同することができる。
- (2) 県議会は、その職務の範囲内において条例を制定することができる。県議会はその意思決定の権限に属する事項について、県内で住民投票を命じることができる。

県の組織

第 72 条

県は法人とする。その職務及び権限は、県議会によって執行される。県は県議会議長によって代表される。

第 73 条

県議会議長は、県議会によりその議員の中から、秘密投票によって、その任期の範囲で、選出される。

第 74 条

- (1) 県議会の役員は、議会により議員の中から秘密投票で選出された議長及び 1 人又は複数の副議長である。
- (2) 県議会は財政委員会を設置しなければならない。また、特定の職務をより効果的に執行するために、議会は委員会を設置することができる。但し、委員の過半数は、評議員として選出された議員及び他の議員とする。県議会は、サービスの提供者及び利用者の代表並びにサービスに利害関係を有するその他の者の中から、委員会の他の委員を選出しなければならない。委員会の委員長は県評議員とする。

第 75 条

- (1) 県の事務局は、県議会及びその役員を補佐する。その職務は、議決のための専門的準備及び議決内容の執行の指示と監督である。
- (2) 県の事務局の長である県の行政公証人は、任期を定めずに、県議会によって任命される。
- (3) 県議会は、事務局の内部組織と運営規則を決定し、事務局の運営に係る重要な条件を確定する。

第 76 条

第 69 条から第 75 条の規定に定めのない事項については、住民自治体に関する条項に必要な変更を加えて、県の組織及び運営に適用されなければならない。

第 9 章 地方政府の資金

第 77 条

- (1) 地方政府は公共の事務を行い、独立して、財産を所有、処分し、収入・支出を処理する。
- (2) 地方政府の予算は、公共財政の一部であり、公共財政全体のキャッシュフローと連関している。地方政府の予算は、国家予算と区別されるものであるが、国庫補助金等の財政的関連が、国家予算、地方政府予算の間に存在する。

地方政府の財産

第 78 条

- (1) 地方政府の財産とは、地方政府が所有する資産及び物権であり、地方政府の目的遂行に寄与するものである。
- (2) 第 79 条に規定する基本資産は、地方政府のその他の財産の取扱と異なるものであり、その他の財産とは、別に登録されなければならない。財産目録は、各年度の閉鎖勘定に付記されなければならない。

第 79 条

- (1) 基本資産とは、地方政府の義務と権能の遂行又は公的権限の執行のために直接寄与する財産をいう。
- (2) 基本資産に属する財産は、売却不可能資産と限定付売却可能資産に分けられ、それぞれの定義は以下のとおりである。
 - a) 売却不可能資産とは、第 68 条/Dの規定を除く公共道及び公共道に付帯する建造物、公共の広場、公園であり、法又は当該地方政府により指定されたその他の不動産及び個人的財産である。
 - b) 限定付売却可能資産とは、公益企業、公共機関、公共施設及び当該地方政府により指定された不動産及び動産をいう。限定付売却可能基本資産の処分は、法又は当該地方政府の決定に規定された条件付で行なわれる。

第 80 条

- (1) この法の規定内において、地方政府は、財産の所有者としての全ての債権を有し、又は、財産の所有者として、その財産を担保にした全ての債務を負担する。
- (2) 地方政府は、当該地方政府の決定による住民投票を行うことにより、特定の資産の全部又は一部を売却すること、抵当に入れること、寄付すること、目的外使用をすることができる。
- (3) 地方政府のいかなる事業も、当該地方政府の義務の遂行を妨げてはならない。地方政府は、事業に参画することができるが、参画することによる財政的債務が財政的債権を超えてはならない。
- (4) 第 43 条及び第 44 条に規定する全部又は一部事務組合に対して、地方政府が資産を寄付する場合、当該資産は、事務組合に寄付する以前に、当該地方政府の財産として登録されていなければならない。当該資産から生じた果実は、当該事務組合の共有財産となり、民法の共有の規定が適用される。

地方政府の歳入

第 81 条

- (1) 地方政府は、住民の需要を充足するために、及び法の規定によって、その事務を遂行しなければならないが、地方政府の財政機関を通じて、他の経済的組織の支援を受け、サービスの購入及び/又はその他の方法により、事務を遂行する。地方政府は、その遂行する事務に適合した財政体系を選択し、財政規制を遵守しながら、独自に財政規定を作成しなければならない。
- (2) 地方政府は、その義務を遂行するために、自主財源、国税分配金、その他の経済的組織からの歳入、国家予算で決められた標準補助金、その他の国庫補助金を財源とする。

第 82 条

- (1) (地方政府の)自主財源は、以下のとおりである。
 - a) 地方政府が法の規定により賦課課税する地方税/レイト

- b) 地方政府の行為により生ずる利益、地方政府の財産から生ずる配当、利息、家賃などの果実
 - c) 他の法で規定する間接税
 - d) 基金からの繰入金
 - e) 他の法で規定する当該地方政府管轄内の環境保護義務違反及び史跡保護義務違反により課される罰金の一部
 - f) 当該地方政府管轄内の狩猟免許発行手数料収入
 - g) その他の地方政府収入
- (2) 地方議会の承認により設立され、形式的に地方議会の監督下にある非公営企業が、国家財産庁により売却された場合、その売却益の一部は、他の法の規定により、当該市町村の自主財源となる。

第 83 条

他の法により配分される国税とは以下のとおりである。

- a) 個人所得税の一部
- b) その他分配税

第 84 条

- (1) 国会は、各地方政府の人口、年齢別人口、各行政機関により入手された数値、その他の指標に応じて、標準補助金を決定しなければならない。
- (2) 国家予算法により決定された額は、法で規定する範囲内で、使徒に定めなく、地方政府及び/又は特定の事業を遂行する地方政府に、直接交付されなければならない。

第 85 条

- (1) 国会は、社会的に優先される行政目的を決定しなければならない。当該目的別国庫補助金の率及び条件は他の法で定める。
- (2) 地方政府は、単独で、又は共同して、目的別国庫補助金の申請をすることができる。当該補助金の条件に適合する申請地方政府は、当該目的別国庫補助金の交付を受ける資格を有する。
- (3) 目的別国庫補助金は、使途を特定して支出される。

第 86 条

- (1) 国会は、費用のかかる特定の投資行為の遂行のために、特定の地方政府に対して、使途特定国庫補助金の交付を決定することができる。
- (2) 使途特定国庫補助金は、目的別国庫補助金の対象となる特定目的のために支出することができる。

第 87 条

- (1) 不利益な状況にある住民自治体は、無過失の場合、当該自治体の独立の権能を確保するため、補充国庫補助金を受けることができる。国会は、国家予算法において、当該補助金の期間と額を決定しなければならない。
- (2) 国会が地方政府に対して、新たに事務を課す場合には、同時に、当該事務の遂行に必要な資金を保障しなければならない。
- (3) 第 84 条に規定する国庫補助金の額は、当該国庫補助金交付会計年度中に減額することはできない。

地方政府の経営

第 88 条

地方政府は、

- a) 財団を設立し、公共の利益のために、当該財団を通じて活動することができる。
- b) 借入をすることができ、地方債を発行することができる。但し、国からの交付金及び当該地方政府の基本資産を、借入金、地方債の担保とすることはできない。
- c) 特段の規定のある場合を除いて、使途を特定していない国庫補助金を、銀行に預金することができる。
- d) その他の銀行サービスを活用することができる。

第 89 条

- (1) 地方政府は、当該地方公共団体の慈善団体に対して、補助金を交付することができる。但し、当該団体の使用料手数料以上の額を補助金から控除し、補助金を減額してはならない。
- (2) 当該団体は、当該補助金及び当該団体の自主財源を、自主的に使うことができる。当該団体が所有又は使用中の不動産及び個人財産を、歳入増加のために利用することができる。但し、この場合、当該団体の基本的職務の遂行を妨げることがあってはならない。
- (3) 地方政府は、他の者によって維持されている団体の機能を支援することができる。

第 90 条

- (1) 地方政府の代表機関は、当該地方政府の経営の健全性に対して責任を有し、首長は、経営の法適確性に対して責任を有する。
- (2) 地方政府が、当該地方政府の経済活動により損失を被った場合、当該損失は、当該地方政府が負担すべきであって、国は、一切負担する義務はない。
- (3) 債権者の要請があった場合、裁判所は、地方政府の破産を宣告しなければならない。
- (4) 破産宣告を受けた地方政府は、再建のために、当該地方政府の管轄内の住民に対する基本的な事務を除いて、当該地方公共団体の職務遂行のために支出することはできない。

計画、会計、情報

第 91 条

- (1) 地方政府は、当該地方政府の経済計画を策定し、予算を編成しなければならない。
- (2) 地方政府の予算編成にかかる規則については、国家財政法に規定する。国庫補助金の財務及び額については、国家予算法に規定する。
- (3) 国家予算の編成において、地方政府に関連する予算については、大蔵省と内務省によって行われる。
- (4) 国家予算の決定は、国会が、地方政府利益代表組織の意見を考慮し、調整の上、行う。

統制／監督

第 92 条

- (1) 地方政府の経済活動及び経営は、国家監査庁の監督を受ける。
- (2) 地方政府は、当該地方政府の財務活動を監督する。当該地方政府は、法的資格を有する監査官により、当該地方政府の経済活動及び経営について、内部統制を行う。
- (3) 財政委員会は、当該地方政府及び当該地方政府の慈善団体に対して、以下の事務を行う。
 - a) 年間予算案、中間決算、年度末決算について意見を表明すること。
 - b) 歳入予算について、その収入状況を監視すること。市町村の自主財源及び所有財産の

増減については、特段の注意を払い、その理由を精査すること。

- c) 借入の理由及び当該借入金の経済的適確性について精査すること、特に、手持ち現金の取扱規制、証券の取扱の仕組及び規制について、検証すること。
- (4) 財政委員会は、監査の結果判明した事実について、当該地方政府代表組織に対し、遅滞なく報告しなければならない。当該代表組織は、当該報告に対して不服である場合、当該監査報告書に意見を添えて、国家監査庁に提出しなければならない。

第 10 章

地方公共団体と中央国家機関、地方公共団体の権限の保護 地方公共団体に関連する中央国家機関の責任及び権限

第 93 条

- (1) 国会は法律により次の事項を定めなければならない。
 - a) 地方公共団体の法的地位、専属する責任及び権限、執行が義務づけられる職務、組織の種類、運営の保証、財源、財政管理の基本的規則。
 - b) 地方議員の法的地位、選挙手続き並びに権利及び義務。
- (2) 国会は、憲法裁判所との協議の後に提出された政府の提案により、憲法に反する地方議会(憲法第 19 条第 3 項 1)を解散しなければならない。国会が地方議会を解散した場合、解散から 60 日以内に臨時選挙を行わなければならない。
- (3) 国会は直近の会期で解散を決定しなければならない。当該地方公共団体の首長はその議題の審議に出席を求められなければならない。首長は議決がなされる前に解散の提案に関し、当該地方議会を代表する権利を有する。
- (4) 国会は、国の地域分割について決定し、また関連する地方公共団体に協議した後、次の事項について決定する。
 - 県の合併及び分離、境界線の変更、名称及び所在地、市を県と同格の都市と宣言すること、首都内の区の設置。

第 94 条

- 共和国の大統領は、
- a) (原文の空白)
 - b) 関連する地方公共団体の申請により、市町村の資格を認めること、町村の設立及び統合、統合の解消、市町村の命名について決定する。
 - c) (原文の空白)
 - d) 国会が地方議会を解散した場合、新しい議会の選挙までの期間、特定地方公共団体及び国の事務を指示する共和国委員を任命する。

第 95 条

- 政府は、
- a) 内務大臣の参加により、首都又は県の国家行政事務局長を通じて地方公共団体の合法性について監督する。
 - b) 憲法に反する運営をしている地方議会の解散を国会に提案する。
 - c) 法令により地方公務員に必要な資格について定める。
 - d) 国の事務の執行を指揮し、その執行条件について定める。
 - e) 他の法的手段になじまない、国家行政機関と地方公共団体の間の紛争について処理する。

第 96 条

- 内務大臣は、
- a) 国会と共和国大統領の権限の範囲にある、地方機関に関する決定のための準備を行う。

- b) 憲法に反する運営を行う議会の解散に関する提案を国会に対して行う。
- c) 地方公共団体の責任と権限、首長及び首都と県の国家行政事務局に関し、法令その他の国家行政及び特定の国家事項に関する規則の草案準備に加わる。
- d) 地方公共団体の運営に関する地域開発及び県の運営に関する地域開発、計画、財政管理に関する政府の責任を調整する。
- e) 首都と県の国家行政事務局長を任命し、その活動を指揮する。

第 97 条

大臣は、

- a) 法令によって、首長、県議会議長、行政公証人、首都及び県の行政公証人、首都及び県の国家行政事務局によって執行される国の事務に係る特別規則を定め、その執行を確認する。
- b) 法令によって、地方公共団体が管理する外郭団体の運営に関する特別な要件及びそれら外郭団体の職員に必要とされる資格について定め、その規則の執行を確認する。
- c) a) 及び b) に定める確認の結果を地方公共団体に通知し、誤りの削除を提案し、議会がその確認の結果について審議することを請求し、法に反する場合は合法性を監督する機関に報告する。
- d) 中央の地方支所の目的及び調整手段を地方公共団体に通知し、支所の職務の執行に必要な情報を確保する。
- e) 地方公共団体に對し、支所の職務に関し、情報の提供を請求することができる。地方公共団体はこの請求に応じなければならない。
- f) 国家予算に関する法の規定に基づき地方公共団体に財政援助を行う。

首都及び県の国家行政事務局

第 98 条

- (1) 首都及び県の国家行政事務局(以下、国家行政事務局とする。)は、国の事務を執行する機関である。国家行政事務局の運営経費は、予算に関する法律の内務省の章の規定に従い、国会によって与えられる。
- (2) 首都及び県において、国家行政事務局長は、
 - a) 地方公共団体、地域の少数民族、地域の少数民族自治体の合法性を検証し、審議を経た地方公共団体の決定をその合法性に関してのみ調査することができる。
 - b) 法令により定められた事項について一次的な権限を行使し、国家行政手続きの一般規則に従って、首長、県議会議長、県と同格の都市の区役所の長、行政公証人、議会事務局の職員が第一に行い、かつ法的制裁を行う権限が中央の付属国家行政機関に与えられていない全ての国の事務に関して、法的制裁の上級機関として審判する。上記の点について調査を指揮することができる。
 - c) 法律に従って政府から権限を委譲され、又は法律によって権限を与えられた国の事務を執行する。
 - d) 首都又は県の区域内で運営されている国家行政事務局及び他の国家行政機関の活動について行政運営の観点から調整を行う。国家行政機関の権限が複数の県に及ぶ場合は、上記の責任はその機関の所在地に権限を有する国家行政事務局長によって執行される。
 - e) 合法性に関する監督の際に得られた自己の経験に基づき、国家会計検査局と共同で地方公共団体の財政運営の調査を行うことができる。
 - f) 首長が 15 日以内に第 12 条第 1 項に定める請求に従って行動しない場合、議会を招集する。
 - g) 地方公共団体の求めにより、自己の責務と権限の範囲内に属する事項について専門的な援助を行う。

- (3) 国家行政事務局長は、合法性を検査する権限の範囲で、地方公共団体、地域の少数民族及び地域の少数民族自治体において、次の事項が規則に従っているか調査する。
- a) 組織、運営、意思決定手続き
 - b) 決定(条例、決議)
 - c) 委員会、地方公共団体の一部、首長、県議会議長によって採られた地方公共団体の決定
- (4) 第 5 項に規定する場合を除き、合法性を監督する国家行政事務局長の権限は、地方公共団体、地域の少数民族及び地域の少数民族自治体の決議、又はその組織によって採られた決議のうち、次の事項に関するものには及ばない。
- a) 労働争議、公共サービスの法的関係から生じた紛争
 - b) 他の法律に定められた司法手続き又は国家行政手続き
- (5) 合法性を監督する国家行政事務局長の権限は、第 3 項 a) に定める範囲で、かつ、第 4 項 a) の事項において職員の利益に照らして違法である場合、第 4 項に掲げる決定に対して行使される。

第 99 条

- (1) 合法性の監督の範囲で、国家行政事務局長は、当事者に対して、期限を定めて法の侵害を中止するよう請求しなければならない。当事者は、その求めに関して事実を調査し、期限内に、国家行政事務局長に対し、取られる手段又は反対の意見を報告しなければならない。
- (2) 定められた期限内に手段が講じられなかった場合、国家行政事務局長は次の手続きを進めることができる。
- a) 憲法裁判所による、法律に違反する条例の改正及び廃止
 - b) 裁判所による、法律に違反する決議の修正
 - c) 違法な状態を停止し、議会の関係ある役員の責任を証明するための議会の召集
- (3) 違法な状態を停止することを目的とする法的手続きは、定められた期限の終了から 30 日以内に、地方公共団体、地域の少数民族、地域の少数民族自治体又は首長に対して開始することができる。手続きの開始は、決議の実施に対して停止の効力を持たないが、執行の中止を裁判所に請求することができる。法に反する決定の執行が、公共の利益を著しく侵害し、又は回復不可能な損害をもたらす場合、執行の中止は、当事者に通知した上で、裁判所に請求されなければならない。

第 100 条

- (1) 国家行政事務局長は他の法律で定められた資格を有する候補者の中から内務大臣により任命される。
- (2) 内務大臣は国家行政事務局長の職務を指揮し、雇用者の権利を行使する。
- (3) 国家行政事務局長は、国家行政事務局に責任を有し、その職員に対し雇用者の権利を行使する。
- (4) 国家行政事務局長の責務と権限に関する細則は、政令により定められる。

異議申立ての権利

第 101 条

- (1) 自治権又は地方公共団体の責務と権限に関する異議を、議会は、当該事項に権限を有する国家機関の長に直接又は利益代表組織を通して提出することができる。
- また、
- a) 専門事項又は法解釈上の問題に関して、情報、データ、説明を求めることができる。
 - b) 提案を提出し、手段を講じることができる。
 - c) 国家機関の長に対し、その機関の運営及びその機関により公布された法の条項又は法

的統制手段及び他の決定について、意見を表明し、又はそれらに対する反対を表明し、その変更又は撤回を求めることができる。

- (2) 異議を提出された機関は、30 日以内に回答を示さなければならない。
- (3) 情報の提供、回答又は処理が、異議を提出された機関の権限に属さない場合、当該機関は 3 日以内に異議をその権限を有する機関に転送し、同時に異議を提出した地方公共団体に通知しなければならない。

地方公共団体の利益代表

第 102 条

- (1) 地方公共団体は、その権利と利益の団体による代表、保護及び執行を促進するため、並びに地方公共団体の運営、管理を改善するために、利益代表組織を設立することができる。
- (2) 地方公共団体の利益代表全国組織は、地方公共団体に関する法令及び他の国の決定の案について協議されなければならない。利益代表組織は、国の決定を行う機関に対してその見解を通知しなければならない。

第 10 章／A 少数民族自治体

第 102 条 A～F 省略

第 11 章 最終章

第 103 条～第 115 条 省略

参 考 文 献

Hungarian Ministry of Foreign affairs

- ‘Fact Sheets on Hungary 1990, 4 - Local Self-Government in Hungary’
- ‘Fact Sheets on Hungary 1992, 9 - The History of Hungary’
- ‘Fact Sheets on Hungary 1994, 7 - Parliamentary Parties in Hungary’
- ‘Fact Sheets on Hungary 1994, 8 - The Republic of Hungary’
- ‘Fact Sheets on Hungary 1995, 6 - Hungary - a Parliamentary Republic’
- ‘Fact Sheets on Hungary 1996, 3 - Hungary and its Inhabitants’

- ・「Pocket Europe」 The Economist, 1994 U.K.
- ・「Statistical Handbook of Hungary '95」 Central Statistical Office, Hungary
- ・「データブック・オブ・ザ・ワールド1990」二宮書店
- ・『ハンガリー、チェコスロヴァキア現代史』矢田俊隆 山川出版社
- ・『ビザンツとロシア・東欧』（ビジュアル版〈世界の歴史〉）森安達也 講談社
- ・「ハンガリーの議会と政党」家田修『東欧政治ハンドブック』伊東孝之編
財団法人日本国際問題研究所
- ・「ハンガリーにおける地方統治制度と地方議会選挙」『スラブ領域研究報告集』家田修 北海道大学スラブ研究センター
- ・Kenneth Davey ‘Local Government in Hungary’, Local Government in Eastern Europe, Edward Elgar Publishing Limited, 1995, U.K.
- ・Nick Devas ‘Local Government Finance in Hungary: Issues and Dilemmas’ 同上
- ・Richard M. Bird, Christine I. Wallich and Gbor Pteri, ‘Financing local government in Hungary’, Decentralization of the Socialist State, The World Bank, 1995, U.S.A.
- ・Robert D. Ebel and Peter Simon, ‘Financing a large municipality: Budapest’ 同上

C L A I R R E P O R T 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第 15 代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(2)	1998/5/15
第 163 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(1)	1998/5/15
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 161 号	自治体による国際協力への支援－欧州の現状－	1998/3/27
第 160 号	タイの行政制度－地方の行政を中心に－	1998/3/5
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 151 号	カリフォルニア州サンベニス・カウンティ レイクウッド市（米国地方自治の現場Ⅳ）	1997/11/28
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説（2）（地方自治体）	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説（1）（州政府）	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の 1996 年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール－公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください